

指定訪問看護/指定介護予防訪問看護重要事項説明書

あなたに対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）サービスの提供開始にあたり、厚生省第 37 号第 8 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称：社会医療法人友愛会 訪問看護ステーション「あい」

所在地：北海道登別市鷺別町 2 丁目 32 番地 1

管理者：松田富美代

電話番号：0143-86-1086 FAX：0143-86-1087

介護保険事業所番号：0163590250

2. 事業の目的と運営方針

- (1) 指定訪看護等の事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の看護師その他の職員等が要介護又は要支援状態にある利用者等に対し適正な指定訪問看護等を提供することを目的とします。
- (2) 指定訪問看護は、健康保険法及び介護保険法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて指定訪問看護等利用者様の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるようにまた利用者様の自立の維持、回復を最大限に引き出す支援を行います。
- (3) 当事業所では利用者様の有する能力に応じ指定訪問看護計画書等に基づいて、医学的管理の下における機能訓練看護、介護その他日常的に必要とされる医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指します。
- (4) 当事業所は、指定訪問看護等の実施にあたって地域の保健・医療・福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努め、その協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (5) 当事業所は、利用者様がより安心してご自宅で暮らすことが出来るよう、24 時間体制で電話相談・訪問の対応をします。

3. 事業所の従業員及び勤務体制

看護職員：保健師、看護師または准看護師 常勤換算 2.5 名以上

(令和 6 年 5 月 20 日 現在)

4. 営業日及び営業時間等

営業日：月曜日～金曜日

国民の祝日、年末年始の 6 日間、8 月 14 日～15 日を除く。

(但し、身体状況により相談に応じる)

営業時間：8 時 30 分～17 時 20 分 但し緊急時は 24 時間対応いたします。

5. 指定訪問看護等の内容

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 療養上の世話
清拭、洗髪などによる清潔の管理、援助、食事（栄養）及び排泄等、日常生活療養上の世話、ターミナルケア メンタルケア
- (3) 診療の補助 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理・検査補助等の医療処置
- (4) リハビリテーションに関すること
- (5) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談・家族の健康管理

6. 利用者負担金

- (1) 当事業所は基本利用料として健康保険法及び介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けとるものとします。
介護保険で居宅サービス計画書に基づく指定訪問看護等を利用する場合は介護報酬告示上の額の所得に応じた負担割合分（1～3割）を徴収します。但し支給限度額を超えた場合は、全額利用者様の自己負担になります。

(2) その他の料金

当事業所は、基本料金のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者様から受けるものとします。

交通費 (医療保険対象サービスの場合)	事業所から片道 7 km未満	250 円
	事業所から片道 7 km以上 15 km未満	500 円
	事業所から片道 15 km以上	700 円
交通費 (通常の実施地域を超える場合)	実施地域を超えた地点から 1 kmごと (往復)	10 円
長時間利用料 ※ (長時間訪問看護加算を算定しない場合)	1 時間 30 分を超える訪問の際に 基本料に加算 (30 分毎)	1, 000 円
休日利用料 ※	営業日以外に訪問する場合 介護保険は保険適用外の場合のみ (1 回につき)	2, 500 円
衛生材料費		実費
永眠後処置料		10, 000 円
永眠処置に伴う訪問料		3, 000 円
キャンセル料	(1 回につき)	1, 000 円

*長時間利用料、休日利用料は非課税、その他は消費税込料金

(3) 利用料等のお支払い方法

ご指定の銀行口座からの自動引き落とし（口座引落手数料がかかります）

毎月、前月分の請求書・請求明細書を発行いたします。

毎月 5 日（土日祝日の場合は翌営業日）のお引き落としとなります。

*ご指定の銀行口座へは、前日までにご入金をお願いいたします。

7. 通常の実施地域

登別市・室蘭市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

8. 相談・苦情窓口

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

社会医療法人友愛会 訪問看護ステーション「あい」 管理者 松田富美代

ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時20分

TEL0143-86-1086

☆公的機関においても次の機関で苦情の申し出ができます。

保険者の各市町村介護保険課窓口 または担当ケアマネジャー

国民健康保険団体連合会 TEL 011-231-5175

ご利用時間 平日午前9時～午後17時

9. 緊急時の対応方法

訪問看護実施中に利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。また緊急連絡先へご連絡いたします。

利用者様の主治医・病院名

所在地

電話番号

緊急連絡先

10. その他運営に関する重要事項

(1) サービスの特徴

当事業所は社会的使命を十分認識し職員の資質向上を図るため次に掲げる研修の機会を設け業務体制を整備します。

・年1回以上の業務研修

・地域の連絡協議会、研修等へ参加し連携強化・情報収集に努める。

(2) 職員は正当な理由を除き業務上知り得た利用者様またはその家族の秘密を洩らしません。この守秘義務は契約終了後、退職後も同様です。

(3) 当事業所は、利用者様に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備しその完結日から5年間保管します。

(4) 情報開示について、利用者様、ご家族の求めに応じて事業計画、財務の閲覧、記録の開示をいたします。

(5) 感染症や非常災害の発生時においてサービス提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し計画に従い必要な措置をします。

(6) 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とします。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応を行います。

11. 事故処理

(1) 当事業所は、サービス提供に際し利用者様に事故が発生した場合には速やかに市町村、介護支援専門員、利用者様家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 当事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、完結の日

から2年間保管いたします。

(3) 当事業所は利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 虐待の防止のための措置

虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力します。

1 3. 天災や交通状況の混乱などにより通常の訪問が不可能な場合、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

令和 年 月 日

(乙) 当事業所は、甲1に対する居宅サービス提供開始にあたり、甲1 甲2 対して指定訪問看護重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

住所 北海道登別市鷺別町2丁目32-1

名称 社会医療法人友愛会 訪問看護ステーション「あい」 印

説明者 氏名 _____ 印

(甲) 私は、指定訪問看護重要事項説明書に基づいて乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 (甲1)

住所

氏名 _____ 印

利用者の家族 (甲2)

住所

氏名 _____ 印

(続柄 _____)

令和6年6月1日から施行する。